

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、建築基準法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 16 年 10 月 1 日

京都市長 榎本 頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市上京区寺町通今出川上る 5 丁目歓喜寺前町 6 番地 11

氏名 湯山 哲守

(2) 建築協定の名称

歓喜寺前町・不動前町・桜木町・鶴山町地区建築協定

(3) 建築協定の区域

京都市上京区寺町通今出川上る六丁目不動前町 3 番地, 3 番地 2 及び 3 番地 3, 同区寺町通今出川上る五丁目西入る桜木町 410 番地 2, 410 番地 4, 410 番地 6, 410 番地 7, 412 番地及び 412 番地 1, 同区寺町通今出川上る五丁目歓喜寺前町 4 番地 4, 5 番地, 5 番地 1, 5 番地 3, 6 番地 2 から 6 番地 5 まで, 6 番地 9 から 6 番地 12 まで, 7 番地, 10 番地, 11 番地 1, 11 番地 2 及び 12 番地並びに同区寺町通今出川上る二丁目鶴山町 7 番地 1 及び 7 番地 2

(4) 建築協定区域隣接地

京都市上京区寺町通今出川上る五丁目西入る桜木町 410 番地 1, 410 番地 3, 410 番地 5, 411 番地及び 413 番地同区寺町通今出川上

る五丁目歓喜寺前町 4 番地, 4 番地 1 から 4 番地 3, 5 番地 2, 6 番地 6, 6 番地 7, 8 番地及び 9 番地並びに同区寺町通今出川上る二丁目鶴山町 6 番地 1 から 6 番地 3 まで

(5) 建築協定の事項

建築物の用途及び形態に関する基準

(6) 建築協定の期間

市長の認可のあった日から 5 年

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 16 年 10 月 1 日 (金) から同年 10 月 20 日 (水) まで

(2) 縦覧場所

京都市都市計画局建築指導部指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日 時

平成 16 年 10 月 21 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時まで

(2) 場 所

京都市都市計画局建築指導部会議室 (北庁舎 2 階)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部指導課長 寺田敏紀

(都市計画局建築指導部指導課)